

## 金融商品会計基準の改正をめぐって

小宮山 賢

(証券アナリストジャーナル編集委員会委員)

### 1. はじめに

2018年8月30日に、企業会計基準委員会は「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（意見募集文書）を公表した。改正された場合には、「約20年ぶりの抜本的な改正」であり、「金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得る」とされている。この意見募集は、11月30日でコメント提出が締め切られ、本稿の執筆時点では基準の開発に着手するかは決定はされていない。本稿では、現行の金融商品会計基準の特徴、この基準策定の実務への影響、改正提案の概要と主要な論点を要約し、読者の財務諸表の利用における改正提案具体化の影響を考える。紙幅の関係上、記述した事項が限られた範囲にならざるを得ない点をご容赦いただきたい。

### 2. 現行基準の特徴

現行基準の策定は、1999年1月の「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」に遡る。意見書公表時の「概要」には、この基準の要点と

して次のような事項が述べられていた。

(1)（時価の範囲）金融商品はいろいろな形態の取引市場において時価が形成されることから、取引所における価格に限らず、随時決済・換金ができる取引システムも含め時価を捉えることとした。

(2)（金融商品の発生の認識）約定時点から価格変動によるリスクとリターンが移転する金融商品については、決済時ではなく約定時に発生を認識する（帳簿に計上する）こととした。

(3)（金融商品の評価基準）金融商品は価格変動リスクを認識することが投資情報としても経営情報としても極めて重要であることから、客観的な時価が把握でき、当該価額により換金・決済できる金融商品は時価評価し、原則として、当期の損益に反映させることとした。ただし、直ちに売却を予定しない有価証券（その他有価証券）については、時価評価差額を損益に計上せず資本の部に表示する等、保有目的に応じた処理を採用している。

(4)（金融商品の消滅の認識）債権の譲渡に関する会計処理において、債権の部分譲渡、買戻義務を留保した譲渡及びSPCを利用した流動化等、金融資産の流動化手法の多様化に対応する会計基準がない。したがって、譲渡された金融資産が第三